

平成
29年度

水道事業会計予算

平成29年度予算の財政規模は、収益的支出（事業の運営や施設の管理の費用）と資本的支出（施設の建設や改良の費用）を合わせた、83億4600万円（対前年比32.6%増）となります。平成29年4月に簡易水道事業を統合したことを主な要因として、前年度より20億5300万円増加しました。

今年度実施する主な事業は、

- ①簡易水道事業の統合に伴い、旧簡易水道の整備計画を地域水道整備計画として引き継ぎ、調査設計業務と施設整備工事を行います。
- ②青谷地域に新たな膜ろ過浄水施設を建設するための整備に継続して取り組みます。前年度に引き続き、浄水棟の築造、膜ろ過装置・電気計装設備の整備を行うとともに、場内配管等の整備に着手します。
- ③災害時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化や老朽管の改良に継続して取り組みます。

水道局では、本年度も市民のみなさんに安全な水道水を安定的にお届けするための事業を着実に進めます。

鳥取市
**水道局
だより**
2017.5.1
編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代)
0857-53-7953(直)
ファクス 0857-53-7802
<http://www.water.tottori.tottori.jp/>
No.54

問い合わせ先 総務課財務係

☎0857-53-7913

☎0857-53-7802

平成29年度の主な事業

安全な水道水の供給

- 青谷地域浄水施設整備事業 6億1128万円
- 鉛製給水管更新事業 8780万円
- 水質検査の委託 6840万円

地域水道(旧簡易水道)の整備

- 調査設計業務および施設整備工事 8億4527万円

配水施設の整備

- 賀露ポンプ場の改修 5270万円

有収率の向上対策

- 漏水調査および公道漏水修理 1億1537万円
- 水道メーターの購入および取り替え 6190万円

安定した給水の確保

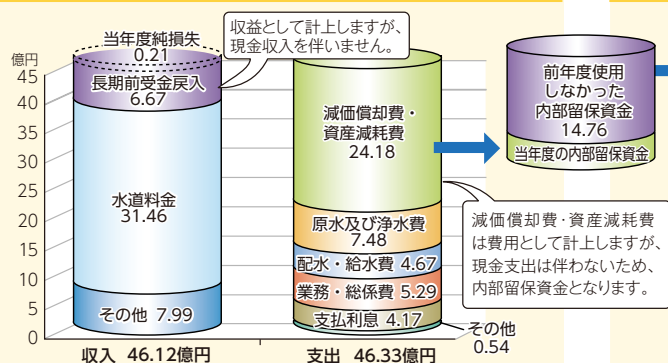
- 耐震管への布設替え、水管橋の耐震補強 2億6300万円
- 施設の安全対策(老朽化した設備の更新など) 1億9792万円

平成29年度 予算の内訳

水道事業の予算は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

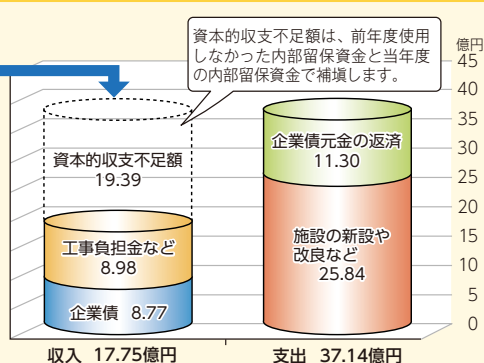
●収益的収支の予算

事業の運営や施設の管理に関わる収支です。



●資本的収支の予算

施設の新設や改良に関わる収支です。



収益的収支の用語

■長期前受金戻入: 施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。■減価償却費: 施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。■資産減耗費: 施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。■原水及び浄水費: 原水(天然の水)を水道水にするための費用。■配水・給水費: お客さまの所まで水道水を送るための費用。■業務・総係費: 水道メーターの計量、料金の徴収、窓口のサービス、その他の費用。■支払利息: 企業債(借入金)の利息。

資本的収支の用語

■企業債: 施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。

簡易水道事業・飲料水供給施設を事業統合しました

平成29年4月1日に簡易水道事業67カ所と飲料水供給施設10カ所を上水道事業に統合しました。

これにより、浄水場・水源は105カ所増加して153カ所、配水池は99カ所増加して115カ所、水道管路延長は40%増加して約1,700kmとなりました。今後、これらの施設は水道局が維持・管理し、統合前に比べ18%増の約18万9,500人の皆さんに水道水をお届けすることになりました。

これからも、安全な水道、強靱な水道、水道サービスの持続を目標に掲げ、市民生活に欠かせない水道水を供給していきます。

水道に関する問い合わせ先

給水区域	担当	
鳥取地域 国府地域 福部地域	水道局国安庁舎	☎0857-53-7811 (代表) ☎0857-53-7802
河原地域 用瀬地域 佐治地域	水道局南地域水道事務所	☎0858-76-3118 ☎0858-85-0672
気高地域 鹿野地域 青谷地域	水道局西地域水道事務所	☎0857-85-2526 ☎0857-85-1049

水道工事は指定給水装置工事事業者で

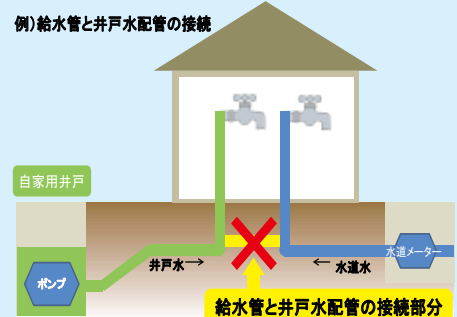
家庭の水道工事は、水質の安全性を確保するために、水道局から指定を受けた給水装置工事事業者でなければ行けません。

水道工を行う際は、必ず「指定給水装置工事事業者」に申し込んでください。

給水管に他の配管をつながないでください

水道水を給水する「給水管」と井戸水などの配管を接続することは、井戸水が給水管に流れ込み、水質汚染につながるため、水道法で禁止されています。

現在接続されている場合、指定給水装置工事事業者に依頼して、速やかに切り離し工事をしてください。なお、工事に要する費用はお客様の負担になります。



水道週間 6月1日(木)～6月7日(水)

昨年の「水道に関する標語」特選

毎日の ゆたかなくらしに 水がある



昨年の「児童・生徒 図画・ポスターコンクール」特選作品

江山浄水場見学会のお知らせ

市民のみなさんに水道事業についての理解を深めていただくため、江山浄水場見学会を開催します。

とき

平成29年6月4日(日)
開始：午後1時30分
終了：午後3時30分

ところ

江山浄水場(横枕485番地1)
【駐車場有り】

内容

浄水場施設見学、鳥取市の水道の仕組みを説明、応急給水体験
※事前の申し込みは必要ありません

問い合わせ先 経営企画課広報係

☎0857-53-7953
☎0857-53-7802

